

5. その他連絡事項

◆ 5-1 届出関係について

現在の届出書類の提出期限や方法をまとめたものです。

届出	提出期限	方法	留意点
変更届	変更から10日以内	書面	事実発生日ごとに作成すること。
加算に関する届出	前月15日 ※GHは算定月初日	書面	取下げの場合は速やかに提出。 体制等状況一覧表も併せて提出。
休止・廃止	休廃止の1か月前まで	書面	事前に連絡・相談願います。
再開	再開後10日以内	書面	
業務管理体制の整備		システムOR 書面	提出先は県もしくは市。 (県指定がある場合は県)

届出	提出期限	方法	留意点
事故報告	1報を1週間内	原則書面	原因分析・再発防止は詳細にすること。 今後電子化を検討。
運営推進会議・会議録	職員が運営推進会議 に欠席した場合のみ	日向市申請届出 システム	
外部評価	—	日向市申請届出 システム	

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省「電子申請・届出システム」とは

厚生労働省は、介護事業者の書類作成に係る負担軽減を目的に、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請届出システム」の運用を開始し、すべての自治体において、令和7年度末までに利用を開始することとされました。

目的：介護分野の文書に係る負担軽減

メリット

電子申請・届出システムのメリットについて

- ✓ 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます
- ✓ 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができます
- ✓ 申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能

電子申請・届出システムの留意点について

- ✓ 生産性向上推進体制加算に係る「生産性向上の取組に関する実績データ」については、本電子申請・届出システムを活用することとされている点に留意する

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省「電子申請・届出システム」とは

電子申請・届出ができる手続きについて(日向市の場合)

- ① 新規指定申請
- ② 更新申請
- ③ 変更届
- ④ 廃止届、休止再開の届出
- ⑤ 各種加算手続き ※書類をアップロードする形で届出

電子申請・届出システムを導入するサービス種別について(日向市の場合)

市が指定権者となるすべてのサービス

- ① 指定(介護予防)地域密着型サービス
- ② 居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業における指定1号事業(いわゆる訪問型サービスや通所型サービス)

電子申請・届出システムの導入予定について(日向市の場合)

本市においては、令和7年1月より電子申請・届出システムによる受付を開始する予定です

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省「電子申請・届出システム」とは

事業所で電子申請・届出システムを導入するにあたり

電子申請届出システムを利用する場合、GビズIDの取得が必須になります。

GビズID取得については、デジタル庁ホームページを参照ください(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A (令和5年12月28日更新)

問1(基本的な考え方)

電子申請・届出システム(以下「本システム」という。)を利用する、介護事業所(以下「事業所」という。)・自治体双方のメリットをどう考えるか。

(答)

- ✓ 事業所の書類作成負担を大きく軽減させることや、職員の業務を直接的なケアにより注力することができる余地が広がること等が考えられる。
- ✓ 自治体にとっては、LGWAN 端末で直接作業するので、台帳管理システムにコピー＆ペーストが可能であり、入力ミスの減少や負担を軽減させる。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q & A (令和5年12月28日更新)

問3 (基本的な考え方)

本システムの利用開始後も紙媒体での申請を併用しても問題ないか。

(答)

- ✓ 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化するための省令等改正(令和5年3月公布)が行われたので、介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を使用することを原則としていただきたい。やむを得ない事情とは、問46の(答)を参照願いたい。

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q & A (令和5年12月28日更新)

問5 (基本的な考え方)

本システムが利用開始された場合、指定申請・届出の際に、事業所は必ず本システムを利用しなければならないのか。

(答)

- ✓ 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化するための省令等改正(令和5年3月公布)が行われたので、介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を使用することを原則としていただきたい。やむを得ない事情とは、問46の(答)を参照願いたい。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q & A (令和5年12月28日更新)

問6 (基本的な考え方)

新規の申請・届出の場合、事前に対面による説明や面談を行っている。本システムの利用により、そういった対応も不要になるのか。

(答)

- ✓ 本システムは、申請・届出の手段をオンライン化するものであり、対面による事前説明や事前面談とは、直接的に関係しない。
- ✓ 事前の説明は丁寧に行った上で、申請・届出の書類を、本システムによりやり取りする等、工夫して運用していただきたい。

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q & A (令和5年12月28日更新)

問9 (利用準備)

総合事業や基準該当サービス、介護予防支援については、本システムの対象か。

(答)

- ✓ いずれも、本システムの対象としている。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A(令和5年12月28日更新)

問 11 (利用準備)

厚生労働省で事業所向けの問合せ窓口を設けるのか。

(答)

- ✓ 事業所からの申請・届出についての問合せは、各指定権者で受け付けをお願いします。
- ✓ システム操作等、指定権者で回答が出来ない問合せを取りまとめていただき、指定権者向けの窓口(ヘルプデスク)に連絡していただきたい。(介護サービス情報公表システムと同様)

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A (令和5年12月28日更新)

問 14 (利用に当たって)

申請・届出の際、登記事項証明書の原本提出が必要となるが、本システムを利用した場合の運用方法はどのようなか。

(答)

- ✓ 原則として「登記情報提供サービス」(以下「本サービス」という。)を利用することとなり、本サービスを利用する方法は以下のいずれかのとおり。
- ✓ ① 厚生労働省が本サービス利用のために発行する ID を使用する。(ID 数は1つ)
- ✓ ② 各自治体が本サービスに登録して利用する。
- ✓ 事業者にも本サービスに登録してもらう必要がある。
- ✓ 申請・届出に当たっては、事業者が本サービスで発行された照会番号付の登記事項証明書(PDF ファイル)を本システムで添付ファイルとして提出し、自治体が本システムで、原本を確認することになる。
- ✓ オンライン申請で本サービスを利用する場合、利用料は無料。事業者の照会番号の発行は有料で、1つの照会番号は1つの申請・届出でのみ使用可能である。
- ✓ 本サービスの利用が出来ない事業者については、郵送で受け付ける等の配慮が必要である。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A(令和5年12月28日更新)

問 23 (システムの機能)

更新する際の指定申請等の提出内容は、過去に提出した内容とほとんど変わらないケースであっても、提出する度に、すべて入力する必要があるのか。

(答)

- ✓ 本システムを用いて、初めて申請・届出を提出する場合は、これに係るデータをすべて入力する必要がある。
- ✓ 一方で、過去の指定申請等の情報は、添付ファイルを含め、一定期間保持することとしており、2回目以降、指定申請等を提出する際は、過去に登録した申請・届出の情報がプリセットされる。

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A(令和5年12月28日更新)

問 31 (システムの機能)

法人の代表者が変更された場合等、変更の届出を複数自治体に提出する場合は、それぞれの自治体に変更の届出を提出することになるのか。

(答)

- ✓ 1つの事業所の変更の届出を提出する機能とは別に、複数の事業所分の変更の届出を同時に提出することを可能とする予定である。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A(令和5年12月28日更新)

問 34(システムの機能)

加算体制の届出等については、添付ファイル(PDF ファイル)で提出可能となっているが、今後、本システムで Web による入力を可能にする予定はあるのか。

(答)

- ✓ 加算体制の届出等について、Web フォームによる入力を希望するご意見があることは承知している。
- ✓ 一方で、報酬改定が決定するタイミングやシステム改修の規模等、実際の運用に当たっては課題が大きいため、実装には至っていない。
- ✓ 利用開始した自治体から意見を聞く等、今後とも実装の可能性について、検討していく予定である。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A (令和5年12月28日更新)

問 37 (システムの機能)

申請・届出に係る受付を行った際に、申請者宛に通知メールが送付されるか。

(答)

- ✓ 申請・届出について、「完了」画面まで遷移すると登録されたメールアドレスに申請・届出に係る受け付けた旨のメールが送付される。
- ✓ 提出が「完了」すると、申請・届出先の指定権者にも同様のメールが送付され、申請・届出情報の内容は、事業所・指定権者双方で確認が可能である。
- ✓ 申請・届出ステータスについても、事業所・指定権者双方「申請届出状況確認」画面で確認が可能である。
 - ✓ ステータス例: 申請(届出)済、未受付・受付中・受付済・差戻し・却下

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q & A (令和5年12月28日更新)

問 46 (法令上の措置について)

省令等に記載されている本システムでの届出を行うことができない「やむを得ない事情」とは何か。

(答)

- ✓ 介護事業者団体等からは、「対面を希望しているため、窓口を持参したい。」という場合や、「ICT に不慣れな事業所もあるため配慮いただきたい。」という声もある。
- ✓ このような事業所の希望があった場合に、その他の提出方法の選択を妨げることがないように「やむを得ない事情」を規定しており、具体的な例については、今後の運用の中で実態調査等を行った上で、適宜示していく予定である。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省掲載Q&A

電子申請・届出システム Q&A(令和5年12月28日更新)

問 48 (法令上の措置について)

介護保険法施行規則の第百六十五条の七が「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化することを定めた条項であるのか。

(答)

- ✓ 介護保険法施行規則の第百六十五条の七が「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化することを定めた条項である。
- ✓ 介護保険法施行規則の第百六十五条の七に記載されている「厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの」が、本Q&A等で記載されている「電子申請・届出システム」のことを指している。

◆ 5-2 厚生労働省「電子申請・届出システム」について

厚生労働省「電子申請・届出システム」とは

電子申請・届出の取扱いについて(日向市の場合)

① 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化と法令で定められているため、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「**電子申請・届出システム**」を使用することを原則とする。

② やむを得ない事情とは

R6.6.19時点において、厚生労働省より具体的な例が示されていないが、現段階の日向市の想定は次のとおり(国の例示により変更の可能性あり)

✓ **事業所の職員がICTに不慣れである**

※ 生産性向上推進体制加算を算定する事業所にあつては、電子申請・届出システムの使用を原則としていただきたいと思います。

③ やむを得ない事情があり「電子申請・届出システム」を使用しない場合の届出方法

電子メール、郵送、窓口持参による方法で提出してください。

④ その他留意点

生産性向上推進体制加算の実績データのように、電子申請・届出システムにより資料の提出を求められる場合がある。加算取得時に当該システムの利用が求められるか確認することが望ましい

※ 日向市ホームページにデモ画面や操作ガイド等を掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=240109122035>